

第3部 後期基本計画

第1節

人と自然を大切にした 住みよい村づくり

第1項 すばらしい自然・景観・環境の保全と創出

1 自然環境の保全と共生 <重点施策>

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

原村の自然環境の保全については、昭和57年「原村自然環境保全条例」の制定以来、村のすぐれた自然を永く後世に伝え、自然のもたらす限りない恩恵を永遠に享受できるよう、自然環境の保全を図り、住みよい郷土をめざし本村独自に取り組んできました。この開発規制を行ってきたことが、すばらしい自然環境と景観を生み、原村の魅力を高め、人々が集まり村の活性化を進める一因となったといえます。

しかし、急速に別荘や住宅の建設といった開発が進み、自然環境がもつ許容能力の限界に近づいていることから、無秩序な樹木の伐採や虫食い状態の乱開発などを防止するため、現在の規制を見直し強化することが必要となってきています。

< 今後の方向性 >

広大な自然を後世に引き継ぐためにも、住民参画による環境保全対策を講じる中で、条例の見直しや開発基準の強化などを検討し、住民・開発業者の理解と協力を得ながら、このすばらしい自然環境を守っていきます。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 原村環境保全条例は、平成18年と平成19年に改正を行いました。
- 開発申請、確認申請、工事届、景観届、浄化槽届出の窓口を一本化しました。
- エコラ倶楽部や消費者の会などの住民組織による自主的な自然環境保全活動が行われています。
- 今回のアンケートの結果、重要度が1位になりました。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 限りある自然を後世に引き継ぐためにも、さらなる条例の見直しや開発指導基準の強化などを検討し、住民や開発業者の理解と協力を得ながら、自然環境を保全します。
- 住民参画による環境保全対策をより促進し、自然環境の保全と共生を進めます。
- 公共事業や開発等で失われた自然に代わるものとして、新たに自然環境を作り出していく方法を検討します。

具体的な施策

- ①原村環境保全条例・規則の見直しと開発指導基準の整備
 - ・必要に応じて原村環境保全条例・規則の見直しを行うとともに、新たに開発指導基準を設け、周知します。
- ②環境保全に関する広報活動の推進
 - ・広報紙、有線放送、ホームページ等を活用し、環境保全に関する啓発を行います。
- ③環境保全組織の育成・支援
 - ・情報提供や相談体制の充実を図り、環境保全組織の育成・支援を図ります。

施策目標（成果指標）

【項目】自然環境の保全
 【内容】開発指導基準の整備による環境保全の推進
 【測定方法】開発指導基準の整備

現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
1 (携帯電話中継基地局設置指導基準)	2 (新たな開発指導基準の整備)

2 美しい景観の保全と創出

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

八ヶ岳山麓の雄大な自然と、道祖神や藁によるなどに代表される農村風景は、原村の財産となっています。しかしながら、公共事業等により昔から築き上げてきた田園風景は変わりつつあります。

優れた景観を保全・創造し、美しい原村の景観形成を実現していくため、平成10年3月1日に県道神之原青柳停車場線と県道払沢富士見線から東側が、長野県景観条例により景観形成重点地域に指定されました。これにより、八ヶ岳山麓の景観に配慮した建物の設計や緑化などが実施され、美しい景観が保全されてきました。また、景観形成住民協定を締結し、地域住民のみなさん自らによる、ラベンダーの植栽や環境美化運動の実施により、景観や環境保全に努めています。さらに、ズームライン沿線については、屋外広告物禁止地域に指定され、八ヶ岳を眺望できるすばらしい景観が保全されています。エコライン沿線についても、平成17年10月1日に長野県屋外広告物条例により、屋外広告物特別規制地域に指定され、沿線300m以内に設置する看板の種類や大きさ、色などを制限し、統一した案内看板を整備することで、自然と調和した景観形成が展開されつつあります。

また、国においては、平成17年6月に景観法が制定され、景観行政が転換期を迎えました。

< 今後の方向性 >

すばらしい自然や景観は住民共通の資産として考え、美しい景観の保全活動を村全体で推進し、田園風景や農村風景の保全や伝承を図り、美しい景観の保全と自然と調和した景観形成を進めていく必要があります。

景観法に基づく原村景観計画を住民参画により策定していきます。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 村内のほ場整備事業の完了により、田園風景は大きく変わりました。
- 平成17年度に長野県（景観行政団体）が景観育成計画を策定しました。
- 八ヶ岳エコラインについては、県の規則に基づいて屋外広告物の統一化を推進しています。



- 御射山地区と深山地区の2地区で景観形成住民協定が締結され、景観とむらづくりの会などの住民組織を中心に景観保全の取り組みが行われています。
- 景観法に基づく原村景観計画や景観に対するガイドライン、原村景観条例の制定について検討しています。
- 原村環境保全条例や長野県屋外広告物条例などに基づいた規制により、景観を損ねるような看板等は減少しています。

基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 良好な風景・景観を維持、育成するには、住民や事業者の理解・協力が不可欠であることを啓発します。
- 公共事業等において、コンクリートむき出しの無機質な構造物から、デザイン性に優れ、景観に配慮した構造物へと転換を図ります。
- 美しい景観の育成に対する住民の意向を確認し、村の方向性を検討します。

具体的な施策

- ①屋外広告物の統一化の推進
 - ・重点区間を設定し、屋外広告物の統一化を推進します。
- ②景観法に基づく原村景観計画の策定
 - ・住民参加により当該計画を策定し、推進します。
- ③原村景観条例などの検討
 - ・原村景観計画の策定と併せて検討します。
- ④看板や家屋のデザイン、色彩などのコーディネート促進
 - ・広報紙や有線放送、ホームページを活用して、規制の内容を周知します。

施策目標（成果指標）

【項目】美しい景観の保全と創出
 【内容】景観計画の策定
 【測定方法】景観計画の策定状況

現 状 (平成21年度) 未策定	目標値 (平成27年度) 策定
------------------------	-----------------------

3 緑と花いっぱい運動の推進

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

原村は自然豊かで、地形的にもすばらしい眺望と景観を有しています。これに加え、人通りの多い幹線道路沿いに風土に適した花や緑を植栽し、さらに美しい環境と景観をつくることは、来訪者の目を楽しませるばかりではなく、住民の郷土愛を育てることにつながります。

< 今後の方向性 >

住民とともに幹線道路への花や街路樹の植栽を行い、管理については愛着をもって地元のみなさんが手入れをしたり、住民の有志などが自主的に管理を行うアダプトプログラムなどを取り入れ、公民協働の村づくりをすすめる取り組みとして推進し、花と緑いっぱいの中で住民のみなさんが微笑む村づくりを推進します。

また、原村に古くから自生し、希少化している「野の花」を再生し子孫に残すため、住民のみなさんの協力を得て、野草園を整備するとともに、美しい花の景色を楽しめるよう休耕田を活用するなど、村全体をトータルコーディネートした計画を策定し、ストーリー性をもった取り組みを進めます。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 主要幹線村道4576号線沿いに700mにわたって芝桜を植栽し、管理しています。
- ズームライン沿いでは、ラベンダーの摘み取りも併せてアダプトプログラムを実施しています。
- 「花と住民が微笑む緑の村づくりプラン」は策定せずに、原村景観計画の中に盛り込み公民協働で進める方向で検討しています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○公民協働の村づくりをすすめる取り組みとして、幹線道路への花や街路樹の植栽を推進し、花と緑いっぱいの中で住民も微笑む村づくりを推進します。

具体的な施策

- ①幹線道路への花や街路樹の植栽の推進
 - ・公民協働により、幹線道路への植栽を計画的に推進します。
- ②管理や手入れに対する住民の参画促進
 - ・広報紙、有線放送、新聞等で住民の参画を呼びかけます。
- ③住民のみなさんが楽しむことのできるアダプトプログラムの導入（管理形態により検討）
 - ・アダプトプログラムの趣旨を啓発し、参加者の増加を図ります。

施策目標（成果指標）

【項目】 アダプトプログラムの実施
【内容】 アダプトプログラムの実施
【測定方法】 アダプトプログラムの実施箇所数

現 状
(平成21年度)
2ヶ所

目標値
(平成27年度)
3ヶ所



4 村内を美しく、川を汚さない運動の推進

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

村内の道路、河川を美しく保つため、道路については、老人クラブ、原村観光協会、原村建設協会などの各種団体のボランティア活動による道路沿線の花壇づくり、草刈、側溝清掃のほか、各地区の出払い作業により環境美化活動が行われています。

河川については、大久保区、柳沢区、室内区の河川愛護団体を中心に、環境美化活動が行われています。

また、平成15年4月から、地域住民の生活環境を維持するため、身近な道路・水路などを住民共同で維持作業を実施することにより、地域の連帯感を養うとともに、共有財産である道路・水路などを次世代まで大切に利用する意識を高揚する目的で、原村環境維持事業をスタートさせました。

< 今後の方向性 >

村内の幹線道路沿いや河川敷においては、住民と行政が一体となり、身近な管理は地域のみなさんをお願いしながら、ボランティア活動として参加しやすい輪を広げつつ、村内を美しくするための運動を推進します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

○衛生自治推進協議会で、年2回清掃美化活動を実施しています。

○村の広報紙、有線放送、ホームページなどを活用して、ポイ捨て防止の啓発を行っています。

○定期的に不法投棄の見回りを実施しています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 村内の幹線道路沿いや河川敷においては、住民と行政が一体となり、身近な管理は地域のみなさんをお願いしながら、ボランティア活動として参加しやすい輪を広げつつ、村内を美しくするための運動を推進します。
- 原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し、不法投棄の防止を図ります。

具体的な施策

- ①清掃活動のPRと住民参加の促進
 - ・広報紙、有線放送、ホームページ等を活用して、環境美化に対する啓発活動を行います。
 - ・清掃ウォークなどを開催し、環境美化活動への住民参加を促進します。
- ②ポイ捨て防止のための広報の推進
 - ・広報紙、有線放送、ホームページ等を通じて原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し、住民意識の高揚を図ります。
- ③環境維持事業の推進
 - ・各区と連携して、河川等の環境維持を図ります。

施策目標（成果指標）

【項目】環境美化活動の推進	現状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
【内容】住民参加による環境美化活動の推進	0回	年2回
【測定方法】清掃ウォークなどの開催回数		

5 環境にやさしい公共事業

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

原村の景観として、また、すばらしい自然との共生において、河川は重要な資産であると考え、治水面や農業用排水機能だけでなく、自然や生態系に配慮した整備が必要となってきています。これまで、経済効果を優先に公共事業を進めてきた結果、コンクリート主体の整備が行われた事実は否めません。

< 今後の方向性 >

河川改修については、環境保全型工法による整備手法を取り入れることにより、魚が住める河川整備や水生昆虫が生息できる水路整備を考慮します。

また、道路改修についても、安易にコンクリート製品を使用せず、木製品、自然石、張芝等の工法を推進し、歩道や植樹帯の設置など、環境にやさしい公共事業を推進します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

○昭和50年から平成19年度にかけて実施したほ場整備事業において、河川や水路は、自然や生態系に配慮した工法が導入されました。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○自然環境、生活環境に配慮した公共工事を推進します。

具体的な施策

①環境にやさしい公共工事の推進

・計画段階から自然環境の保全、省資源・省エネルギー対策、環境負荷の少ない製品の使用促進等に配慮するとともに、建設副産物の再資源化等を推進します。

②道路沿線環境の整備

・強風、降雪等により道路脇の立木が村道に倒れたり、枝が路上にかけると道路交通に支障が出るため、計画的に払沢ペンション線などの支障木の伐採を進めます。

施策目標（成果指標）

【項目】道路沿線環境の整備

【内容】支障木の伐採

【測定方法】払沢ペンション線伐採の延長

現状
(平成21年度)

100m

目標値
(平成27年度)

2,000m

6 公害対策

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

現在、環境基本法に規定する水質汚濁、騒音、悪臭などの公害で、環境基準を超えるものは村内では確認されていません。しかし、ダイオキシン、アスベストや環境ホルモンなど有害な化学物質による、新たな環境への汚染や人体への影響などが問題となっており、これらの実態把握に努める必要があります。

道路脇への空き缶のポイ捨て、山林などへの家電製品やタイヤ、バッテリーなどの不法投棄、農業用ビニールや家庭ごみの屋外焼却は、後を絶たない状況にあります。

< 今後の方向性 >

行政、住民、事業者が共同して監視体制の強化を図り、公害の未然防止、不法投棄や屋外焼却の撲滅を図ります。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 農業生産活動における機械化・合理化により、騒音・不法投棄・廃棄物の焼却・農薬の飛散等に関する苦情が増えています。
- 河川の水質において、大腸菌群数、全窒素、全りんの数値は相変わらず高く、見かけなくなった水生生物も多くなっています。
- コンビニや自動販売機系のごみのポイ捨てが増加しています。
- 散歩時のフンの遺棄など、ペットの飼い主のモラルが悪化しています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し、不法投棄やペットのふん害の防止を図ります。
- 農業等の生産活動における公害防止とモラルの向上を図るとともに、公害に至らない迷惑行為については、住民相互で防止し、解決する努力も必要であることを啓発します。
- ペットの飼い主のマナー向上を推進します。

具体的な施策

- ①公害に対する監視体制の強化と事業者及び住民への意識啓発の推進
 - ・河川の水質検査を隔年で地点を変更し実施します。
- ②ごみの不法投棄、屋外焼却の撲滅をめざしての監視体制の強化と住民への意識啓発
 - ・定期的に巡回パトロールを実施するとともに、広報紙や有線放送、ホームページを活用して住民への意識啓発を行います。
- ③公害問題に関する相談窓口の充実
 - ・県や関係機関と連携を図り、多様化する相談に対応します。
- ④ペットのふん害対策の推進
 - ・広報紙、有線放送、ホームページ等を通じて原村不法投棄の防止等に関する条例を周知し、ふん放置行為禁止に対する住民意識の高揚を図ります。
 - ・ふん害多発地域へ啓発看板を設置し、ふん害防止と飼い主のマナー向上を図ります。

施策目標（成果指標）

【項目】ごみの不法投棄の減少	現 状	目標値
【内容】巡回パトロール及び啓発活動の実施	(平成21年度)	(平成27年度)
【測定方法】不法投棄物の年間処分費	580千円	400千円以下

第2項 人と環境にやさしい持続可能な「循環型社会」の創出

1 ごみの排出抑制 <重点施策>

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

住民一人が1年間に出すごみの排出量は平成12年度は251kgでしたが、平成16年度には278kgと、年々増え続けています。原村では、ごみ排出抑制のため、生ごみを各家庭で自家処理する機器購入者に対する補助金を交付しています。

現在、ごみステーションは、地区衛生自治会で管理運営されています。

ごみのリサイクル率は、平成12年度はごみの総排出量の18%でしたが、平成16年度には20%に上昇し、住民にリサイクル意識が徐々に浸透してきています。平成19年度からは、衛生自治会の協力を得て、資源物収集回数の増加及び現在資源物として収集しているPETボトル、PS素材プラスチック以外の容器包装プラスチックの収集を検討します。原村ではごみ処理基本計画を作成し、平成22年度には住民一人が1年間に出すごみの量を230kg、リサイクル率を30.7%とする目標を定めました。

< 今後の方向性 >

ごみの排出量を抑制し、将来的には焼却ごみゼロをめざすため、ごみ3R（発生・排出抑制、再使用、再利用）運動や観光客へのごみ持ち帰り運動などを推進し、ごみ排出抑制を図ります。

衛生自治会未組織地区への組織化の推進及び衛生自治会未加入者への加入促進を図り、ごみ排出に対する住民意識の啓発に努めます。

ごみ処理基本計画の目標を達成できるよう、行政、事業者、住民がそれぞれの役割分担を認識し、ごみの発生・排出抑制、再使用、再利用に取り組みます。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

○地区住民説明会を開催し、分別の徹底とごみの排出抑制を図りました。

○平成20年度は住民一人が1年間に出すごみの量が241kgとごみ排出量は減少傾向にあります。

○平成19年度からプラスチック類（容器包装プラ、その他プラ、発砲スチロール）、平成20年度は発砲スチロールを別収集にし、7種類17品目としました。

○生ごみの自家処理方法と資源分別について、地区住民説明会を開催し、ごみの排出抑制を図りました。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- ごみの排出量を抑制し、将来的には焼却ごみゼロをめざすため、ごみ3R（発生・排出抑制、再使用、再利用）運動や観光客へのごみ持ち帰り運動などを推進し、ごみ排出抑制を図ります。
- ごみ排出に対する住民意識の啓発に努めます。
- ごみ処理基本計画の目標を達成できるよう、行政、事業者、住民がそれぞれの役割分担を認識し、ごみの発生・排出抑制、再使用、再利用に取り組みます。

具体的な施策

- ①ごみの分別排出の徹底とごみ排出抑制に対する住民意識の啓発
 - ・地区住民説明会を開催し、分別の徹底とごみの排出抑制を図ります。
- ②ごみの排出区分の細分化と資源化の推進
 - ・スチール缶、アルミ缶の分別収集を検討します。
- ③生ごみの自家処理の推進と資源活用方法の研究
 - ・生ごみの自家処理方法について調査、研究を行います。
- ④ごみ3R（発生・排出抑制、再使用、再利用）運動の推進
 - ・広報紙、有線放送、ホームページ等を通じて、具体的な取り組みを例示しながら住民意識の高揚を図ります。
- ⑤ごみ持ち帰り運動の推進
 - ・村内の公共施設や観光施設などで、ごみ持ち帰り運動を展開します。

施策目標（成果指標）

【項目】ごみの排出抑制	現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
【内容】分別の徹底・生ごみの自家処理の推進・3Rの推進	573.7g	510.2g以下
【測定方法】一人1日あたり家庭系ごみの排出量 (ごみ処理基本計画より原村分)		

2 ごみ処理体制の広域化

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

原村のごみ処理は、各地区衛生自治会で管理運営するごみ収集ステーションに出されたものを、行政で収集運搬しています。焼却ごみは、茅野市、富士見町、原村で組織する諏訪南清掃センターで焼却し、不燃ごみ、粗大ごみ、瓶類については、富士見町と原村で組織する南諏衛生センターで資源化及び資源化不可能物は破砕処理し、最終処分場に埋め立てています。資源物（瓶類を除く）は原村独自で業者委託により資源化しています。茅野市・南諏衛生施設組合の最終処分場は、現状のまま埋め立てていけば、平成20年には計画埋め立て量に達し埋め立てができなくなります。諏訪南行政事務組合では、最終処分場の延命のため、平成20年10月の稼働開始を目標に、今後排出される焼却灰と以前に埋め立てられた焼却灰を処理する灰溶融施設建設事業に平成17年度より着手しました。

< 今後の方向性 >

ごみの排出区分については、市町村で異なっていることから、広域体制によるごみ排出区分の一元化を図り、収集運搬及び処理の効率化を推進します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 灰溶融施設建設事業を取りやめ、新たな最終処分場、新リサイクルセンターの建設計画の検討が始まりました。
- 新リサイクルセンターの稼働に合わせ、ごみ処理の一元化及び広域体制での収集運搬の検討が始まりました。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○ごみの排出区分については、市町村で異なっていることから、広域体制によるごみ排出区分の一元化を図り、収集運搬及び処理の効率化を推進します。

具体的な施策

- ①広域体制によるごみ処理施設建設の検討
 - ・新リサイクルセンターの建設及び新たな最終処分場建設を検討します。
- ②ごみ排出区分の一元化の推進
 - ・新たな最終処分場、新リサイクルセンターの稼働に合わせ、ごみ処理の一元化を推進します。

施策目標（成果指標）

【項目】ごみ処理体制の広域化

【内容】広域リサイクルセンターの建設及びごみ排出区分の一元化

【測定方法】広域リサイクルセンターの建設

現 状
(平成21年度)

0

目標値
(平成27年度)

1



3 リサイクルと循環型社会の推進

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

近年、消費社会の伸展に伴いごみが増える反面、地球に蓄積された資源は枯渇のおそれが出てきています。このことから限られた資源を大切に使用するとともに、今までごみとして捨てられていた資源のリサイクルにも努めなければなりません。

原村では、地区衛生自治会の協力により、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、ビニール類、食用廃油等に分別され、再資源化を推進しています。

< 今後の方向性 >

現在、焼却ごみとして処理されている生ごみも、今後は各世帯で生ごみ処理器などにより、堆肥として活用するための支援策を行い、利用方法についても周知し普及を図っていきます。また、農地や庭を持たない住民及び公共施設に対しては、行政としてごみの堆肥化を検討します。

ごみとして出されている物のリサイクルの可能性を常に検討し、資源の保全に努めるとともに、リサイクルの必要性を周知します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 生ごみ自家処理方法について地区住民説明会を開催し、生ごみの堆肥化の推進を図りました。
- 平成19年度からプラスチック類（容器包装プラ、その他プラ、発砲スチロール）、平成20年度は発砲スチロールを別収集にし、7種類17品目としました。
- リサイクル率は22.1%と増加傾向にあります。
- 収集した資源物は中間処理業者から最終処分処理業者に引き渡し、新たな資源として活用しています。
- 資源回収した食用廃油をNPO法人に提供し、再資源化と団体の育成を進めています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 現在、焼却ごみとして処理している生ごみの堆肥化を検討します。
- ごみとして出されている物のリサイクルの可能性を常に検討し、資源の保全に努めるとともに、リサイクルの必要性を周知します。

具体的な施策

- ①自家処理の推進による生ごみの堆肥化の推進
 - ・生ごみ自家処理方法について、地区住民説明会や勉強会等を開催し、生ごみの資源循環の仕組みづくりを図ります。
- ②ごみの分別収集徹底による資源としての活用促進
 - ・分別徹底のための啓発を実施し、資源の活用を図ります。
- ③不用となった生活雑貨の再利用の促進
 - ・住民団体が開催する不用品交換会等を支援し、再利用の促進と意識啓発を図ります。
- ④リサイクルを仲介する民間団体の育成
 - ・資源回収した食用廃油をNPO法人に提供し、再資源化と団体の育成を進めます。
- ⑤循環型社会とリサイクルに関する趣旨の啓発
 - ・新エネルギー・省エネルギーの推進組織を設立し、公民協働で循環型社会とリサイクルを推進します。

施策目標（成果指標）

【項目】リサイクルと循環社会の推進	現 状	目標値
【内容】資源ごみの徹底・生ごみの自家処理	(平成21年度)	(平成27年度)
【測定方法】資源化を実施した後のリサイクル率（基本計画より）	22.6%	31.4%以上

4 環境と農業のかかわり

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

農業は食料供給の他に、国土や環境の保全といった多面的な機能を有しています。しかし、近年化学肥料や農薬への依存度が増し、土づくりがおろそかになる傾向にあり、また、農家の高齢化や後継者不足により遊休荒廃農地が増加してきています。

原村ではこのような現状を踏まえ、土壌診断に基づく適正施肥を、信州諏訪農業協同組合や農業改良普及センターの指導で実施し、原村で生産される畜産農家の糞尿を熟成させた有機肥料の購入費の一部を補助するなど、有機肥料の利用を推進するとともに農地流動化の促進に努めています。

原村は天竜川、富士川の最上流部に位置し、水質の保全について深いかかわりを持っていますが、近年本村の下流域に位置する諏訪湖の汚染が問題となっています。

農業生産には被覆シート、マルチシート、肥料袋など、多くのプラスチック資材が利用されています。現在農業用廃プラスチックは農協が有料で回収処理しており、これらの廃棄物には再利用可能な物もあります。

< 今後の方向性 >

汚染の原因の一つとして、畑地などから河川に流入する肥料成分（窒素、リン）が上げられることから、肥料成分を抑制し、水質の浄化に取り組みます。休耕田を利用して浄化ビオトープをつくり、水田の持つ浄化作用を利用して、畑から出る窒素・リン分などを除去し、河川や諏訪湖の汚染防止に役立てるとともに、懐かしい里山の風景を再現し、生物や植物の多様性を維持・回復することで、子どもたちに水生生物や植物の観察など体験学習の場を提供します。

農業用廃プラスチックについては、単に焼却処分するだけでなく、資源や燃料としての再利用を検討します。また環境に配慮し、労力の軽減に役立つ生分解性マルチなどのエコロジー資材の導入も推進します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 平成21年度の原油高騰の際に、土壌診断に基づく有機肥料の利用に対し補助を行いました。
- 平成22年度からは、有機栽培産地確立事業を創設し、有機堆肥の利用と化学肥料の利用低減を促進しています。
- 室内地区村づくり委員会は、平成19年度より農地・水・環境保全向上対策を導入し、共同作業による農村環境の整備、先進的な取り組みによる化学肥料や農薬の50%削減を実施し、信州のやさしい農産物認証を取得しています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 畑などから河川に流入する肥料成分（窒素、リン）を抑制し、水質の浄化に取り組みます。また、懐かしい里山の風景を再現し、生物や植物の多様性を維持・回復することで、子どもたちに水生生物や植物の観察など体験学習の場を提供します。
- 農業用プラスチックについては、資源や燃料としての再利用を検討し、あわせて生分解性マルチなどのエコロジー資材の導入も推進します。

具体的な施策

- ① 土壌診断による適正施肥、減農薬と有機農法の推進
 - ・ 土壌診断に基づく有機肥料の利用に対して補助を行います。
- ② 農業用廃プラスチックの適正処理と資源活用
 - ・ 農業技術者連絡協議会・農協と共同して農業用廃プラスチックの回収を実施するとともに、再利用化やエコロジー資材の導入を推進します。
- ③ 休耕田を利用したビオトープによる水質浄化と生態系の維持及び学習や憩いの場の提供
 - ・ 休耕田を利用したビオトープを周知し、設置の促進を図ります。

施策目標（成果指標）

【項目】 河川の水質浄化 【内容】 河川的全窒素の含有量の減少 【測定方法】 主要河川（弓振川・前沢川及び小早川下流）における水質検査の結果	現状 （平成21年度） 1.8～3.4mg/ℓ	目標値 （平成27年度） 1.2mg/ℓ以下

第3項 地球温暖化防止対策

1 地域新エネルギー利用の促進 <重点施策>

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

原村は、豊かな自然に育まれた高原の村です。私たちは、この自然をあたりまえのものとして享受してきました。しかし、近年、二酸化炭素の増加による、地球温暖化の問題がクローズアップされてきました。物を燃やした時に放出される二酸化炭素が、大気中の熱を抱え込み、地球の温度を上昇させます。このまま二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが蓄積されると、全世界的な干ばつによる農作物収穫量の減少、海面上昇による土地の水没などの災害を招くとともに、本村の美しい自然も破壊されてしまいます。

原村では、平成17年度に地球の温暖化を防止し環境の保護と資源の保全を目的に「地域新エネルギービジョン」を策定しました。

< 今後の方向性 >

「地域新エネルギービジョン」に基づき、今まで使用されなかった太陽、風力などの自然エネルギーや廃棄物などのリサイクルエネルギーを活用し、二酸化炭素の発生を抑制するとともに、食用廃油などのバイオマスの燃料化も視野に入れ、限りある資源の保全に努めます。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

○太陽光エネルギーの導入

- ・村道4576号線（通称：新前尾根線）に太陽光発電による街路灯10基を設置するとともに、小中学校及び原村役場車庫に太陽光発電施設が設置されました。

○バイオマスなどのリサイクルエネルギーの導入

- ・エステル化した燃料（BDF）を製造するNPO法人への支援を行うとともに、ペレットボイラーなどの新エネルギーやチップボイラーなどの石油代替エネルギー等の普及を検討する機関の設置を検討しています。

○公共施設等における温室効果ガス削減計画の策定

- ・原村地球温暖化防止計画（計画期間：平成18年度から22年度）を策定し、平成17年度比5%削減を目標に公共施設等における温室効果ガスの削減に取り組んでいます。平成21年度は12.8%削減となり目標を達成しています。



○環境学習の実施

- ・平成19年度村民文化祭に合わせ環境展を開催し、太陽光パネル、BDF、バイオトイレ等を展示しました。
- ・むらづくり講座にて環境関連のテーマで村職員を5回、県職員を1回派遣しました。
- ・中学校で環境講演会、村内NPOと協働による映画会、小学校でリサイクル燃料の学習会を開催しました。

基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 導入促進のための検討・推進組織を設立し、公民協働で導入を推進します。
- 再生可能エネルギー導入のために広報活動や展示会等により普及啓発を実施します。

具体的な施策

①再生可能エネルギー導入促進

- ・新エネルギーの導入促進を図るために検討・推進組織を設立し、公民協働で自然エネルギー及びリサイクルエネルギーといった再生可能エネルギーの導入促進を検討します。
- ・広報活動や展示会の開催等により、再生可能エネルギーの普及啓発を行います。

②環境学習機会の充実

- ・教育機関との連携やむらづくり講座のPR等により、環境学習機会の充実を図ります。

③公共施設等における温室効果ガス削減

- ・平成21年度の削減率（平成17年度比12.8%減）の維持・向上に取り組みます。
（参考：平成18年度から21年度の削減率平均 11.4%）

施策目標（成果指標）

【項目】省エネルギーの推進
 【内容】公共施設における温室効果ガス削減の推進
 【測定方法】原村地球温暖化防止行動計画の実績（平成17年度比）

現状
 （平成21年度）
 12.8%削減

目標値
 （平成27年度）
 12.8%以上の
 削減

2 省エネルギーへの取り組み

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

私たちは大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムの中で、資源やエネルギーを大量に消費してきました。しかし、今日、地球温暖化の問題や資源の枯渇など、地球規模でさまざまな課題が生じています。とりわけ、地球の温暖化は、最も深刻な環境問題とされ、人類の生存基盤さえ脅かされる可能性があるとして指摘されています。

平成9年に採択された京都議定書が平成17年2月に発効され、平成24年までに温室効果ガスの排出量を平成2年当時の5%減にしなければなりません。こうした認識のもと、行政としても、企業のISO14001取得のための補助金制度、公用車の省エネ車への転換、クールビズ、ウォームビズの実施など、さまざまな省エネルギー対策を進めています。

< 今後の方向性 >

持続可能な社会の構築をめざし、住民のみなさん一人ひとりが環境に配慮した行動ができるよう、アイドリング・ストップ運動などを通じ、環境教育、学習機会を充実させ、地球温暖化問題に対する住民意識の高揚を図ります。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 平成19年度に「原村地域省エネルギービジョン（計画期間：平成20年度～平成22年度）」を策定しました。
- 平成19年度に全戸及び小中学生に「エコチェックシート」を配布し、環境行動を呼びかけました。
- 平成20年度に中学校において環境学習としての講演会、環境・自然エネルギー展、自然エネルギーによるイルミネーション点灯などを実施しました。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○省エネルギー導入のために広報・展示会等により普及啓発を実施するとともに、検討・推進組織を設立し、導入促進を図ります。

具体的な施策

①省エネルギーの導入促進

- ・省エネルギーの導入促進を図るために検討・推進組織を設立し、公民協働で省エネルギーの導入促進を検討します。
- ・広報活動や展示会の開催等により、省エネルギーの普及啓発を行います。

施策目標（成果指標）

【項目】再生可能エネルギーの導入促進

【内容】再生可能エネルギー導入の検討・推進組織設置

【測定方法】組織の設置状況

現状
(平成21年度)
未設置

目標値
(平成27年度)
設置



第4項 水資源の確保保全と上下水道の整備

1 水資源の確保と調整

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

自然条件に左右され、また有限である水資源を秩序無く開発すると、資源の枯渇につながり、住民生活や農業経営に深刻な影響をもたらします。

天竜川水系と富士川水系の最上流部にあたる原村においては、水質汚濁物質の不法投棄防止や、水源かん養林としての森林育成が重要です。

河川や水路の水利用については農業利用が主であり、水路などの改修により有効利用が求められ、また災害にも対応する必要があります。

< 今後の方向性 >

水資源の保全、確保のために、植林や間伐などの森林を整備します。

干ばつによる水不足の年が数年間隔であり、営農に必要な水資源の確保のため、農業用ため池のしゅんせつや既存水利施設を整備します。

井戸による地下水の利用については、原村環境保全条例の基準に沿った利用を図ります。また、水道水、農業用水とも年々需要が増加し、安定的水資源の確保が必要なため、深井戸については水利調整を行うとともに、効率的、安定的な水利用を図るため、計画的な施設整備を推進します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 保安林に指定されている水源かん養林については、県単事業を導入し、22年度中に整備が完了します。
- 補助事業を導入し、ため池のしゅんせつと農業用排水路の整備を実施しています。
- 原村環境保全条例において、地下水開発を規制しています。
- 畑かん施設は、地区ごとに地元で管理しています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○干ばつによる水不足に備え、営農に必要な水資源の確保のため、農業用ため池のしゅんせつや既存水利施設を整備します。

具体的な施策

- ①ため池のしゅんせつと農業用排水路の維持補修
 - ・補助事業を活用し、ため池のしゅんせつと農業用排水路の適切な維持補修を実施します。
- ②畑かん施設の適正な維持管理の推進
 - ・地元地区の協力を得ながら、畑かん施設の適正な維持管理を推進します。
- ③水源地の保全
 - ・関係地区の同意を得ながら水源かん養林の現状維持に努めます。

施策目標（成果指標）

【項目】ため池、農業用排水路、畑かん施設の維持管理
 【内容】ため池、農業用排水路、畑かん施設の維持管理
 【測定方法】ため池のしゅんせつ・畑かん施設のオーバーホールや維持の管理箇所数

現状
 (平成21年度)
 年2ヶ所

目標値
 (平成27年度)
 年2ヶ所



2 給水施設の整備と施設の有効利用 <重点施策>

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

水道の普及率は99%となっており、ほとんどの世帯に水道水を供給している状況です。

村内においては、現在6ヶ所の水源で地下水をくみ上げています。「安全でおいしい水」を供給するため、水道法に基づき毎年水道水質検査計画を定め、水質検査を実施し、水の安全性を確保しています。

< 今後の方向性 >

安定した給配水量確保のため、当初設置された石綿管やVP管の布設替えを計画的に推進し、配水管からの漏水を減らす事をめざします。また、鉛管の取り替えを順次行っていきます。

災害に強いライフライン整備のため、水源ポンプに非常用発電機の設置や水道の配水管路をループ（迂回路）化し、断水区域を最小限にします。

また今後の増加する水需要に備えるため、新たな水源地の調査を行います。さらに、水道事業の健全経営を推進するため、コスト縮減や効率的経営に努めていきます。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 水道法による水質検査を年間計画により行っています。
- 石綿管は、平成22年度に布設替えを終了しましたが、接着式VP管及び鉛管はあと数年かかる見込みです。
- 災害に備え村内配管系統を検討し整備しました。
- 平成21年度から22年度にかけて、新たな水源用地確保のための調査実施し、箇所を選定しています。
- 経費節減に努め、経営は安定しています。
- 景気低迷により水需要は、計画のように伸びていません。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 計画に変更はなく「安全でおいしい水」供給のため水道事業を実施します。
- 水の安定供給のため、老朽化した接着式VP管の敷設替えと鉛管の取り替えについては引き続き施工し、また新たな水源確保を実施します。

具体的な施策

- ①新たな水源の確保
 - ・新たな水源を整備します。
- ②老朽管の布設替えの実施
 - ・老朽管及び鉛管の布設替えを計画的に実施します。
- ③災害に強い水道設備の整備
 - ・水道施設の耐震化を検討し整備します。
 - ・複数配水池からの給水が行えるように配水管網の見直しを行います。
 - ・水源等監視システムの更新を行います。
- ④健全経営の推進
 - ・経費の節減に努め、安定した経営を実施します。

施策目標（成果指標）

【項目】水の安定供給のため水道施設の更新	現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
【内 容】老朽管の布設替えの実施	2km	10km以上
【測定方法】老朽管の布設替えの延長距離	➔	

3 水質保全と生活排水浄化施設の整備

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

原村は、天竜川、富士川の最上流部に位置し、村内を流れる河川は全て諏訪湖に流入しています。下水道の整備により、生活排水による河川への負荷は軽減されていますが、下水道整備区域外への浄化槽は年間約30基が新しく設置され、平成16年度には普及率46%となっています。しかし、平成13年の浄化槽法改正以前に建築された住宅については、単独処理浄化槽が設置されている状況であり、合併処理浄化槽への転換が進まない状況にあります。また、浄化槽の中には維持管理が不十分なものもあります。

生活排水以外の河川の汚染源としては、農地から流出した窒素などの肥料分と、降雨初期時の高濃度のBOD雨水の流入が問題になっています。また、河川は三面張りや堆積物の増加により自浄作用が低下し、森林では開発の進行や荒廃などにより森林の持つ保水力、浄化作用の低下が懸念されています。

< 今後の方向性 >

下水道整備区域外の既存住宅に対し、合併処理浄化槽への切り換えの推進及び浄化槽の維持管理の徹底を図ります。また、現在、下水道整備区域外のし尿・生活排水の処理は浄化槽に限定されていますが、地勢や使用状況などに合った、し尿・生活排水処理施設の導入を検討します。

河川の水質向上に向けて森林の保全や環境型農業への転換、河川の自浄作用の回復を図ります。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

○生活環境及び水環境を改善するため、下水道の建設や合併処理浄化槽の設置に重点を置き事業をすすめてきたことにより、川の水質が悪化することなく推移しています。

○人口減少や高齢化などの社会現象及び経済状況の変化により、生活排水施設の整備や維持管理のあり方について見直しを行い、生活排水施設の持続的な運営管理による良好な水環境をめざして、「原村水循環・資源循環のみち2010」構想を策定しました。この構想は、生活排水施設の整備計画、下水道汚泥の利活用計画、管理経営の計画を含めた3つのプランから構成されているものです。

○平成21年度末の下水道整備区域外における浄化槽普及率は49%です。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○水環境が豊かな村として発展していくために、「原村水環境・資源循環のみち2010」構想に基づいて浄化槽を含む生活排水処理施設の機能や利用者の利便性・快適性を維持し、適切な維持管理のもとに生活排水対策を行います。

具体的な施策

- ①河川などの水質検査の継続実施
 - ・河川の水質検査を隔年で地点を変更し実施します。
- ②浄化槽設置者への意識啓発と維持管理の徹底
 - ・浄化槽管理者に浄化槽の保守点検、清掃等の重要性を説明し維持管理の徹底を図ります。
- ③浄化槽排水の処理方法の検討
 - ・国、県の基準に沿った、浄化槽排水の処理方法の導入を検討します。

施策目標（成果指標）

【項目】生活排水に対する暮らしの快適さと生活の安全	現 状	目標値
【内容】水環境に対する意識及び知識の向上への取り組み回数	(平成21年度)	(平成27年度)
【測定方法】住民説明会・学習会・調査等の累計回数	0回	10回以上

4 下水道事業の運営管理

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

下水道事業は、昭和60年度から、諏訪湖流域関連特定環境保全公共下水道事業として整備を進めてきました。その結果、下水道整備面積265.4ha、普及率85.0%、接続率93.2%（平成17年3月31日現在）となり、整備も順調に推進されています。

< 今後の方向性 >

住民アンケートでも下水道整備については高い評価を得ており、今後は費用対効果の面から、整備計画の見直しを行うとともに、下水道の未接続世帯には水洗化の必要性をアピールし、引き続き接続促進を図り、健全な下水道運営をめざします。

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場については、リン、窒素の高度処理が完成し、施設整備も一段落となりました。今後の建設負担金については、減少する見込みであるものの、村内には20年を経過した下水道管もあるため、計画的な管路調査による補修に努め、適正な維持管理を行い、維持管理費の縮減を推進します。

経営状況の明確化や経営意識の向上のため、公営企業法の適用を受けた企業会計方式に移行し、下水道使用料については適正な使用料体系により健全な経営をめざします。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 経年に伴い整備面積及び接続率が増加しています。
- 適正な下水道使用料については、平成22年の下水道審議会での3%の値上げの答申がありました。
- 平成19年度から法適用事業会計としています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 下水道施設の適切な維持管理に努め、利用者の利便性を維持します。
- 下水道事業の健全経営を推進します。

具体的な施策

- ①下水道接続率向上のための啓発活動の推進
 - ・訪問や文書により効果的に接続をお願いします。
- ②計画的な管路調査による維持管理の推進
 - ・管路の長寿命化のため、破損箇所の早期発見修理を実施します。
- ③下水道使用料の適正な料金体系の検討
 - ・平成26年度見直しに向け検討します。
- ④健全経営の推進
 - ・経費の節減に努め、安定した経営を実施します。

施策目標（成果指標）

【項目】接続率の向上	現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
【内容】未接続者への戸別依頼の実施	97.2%	99%
【測定方法】 $\text{接続戸数} \div \text{整備戸数}$		

第5項 自然と調和した居住環境の整備

1 住宅用地の確保

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

原村の持続性のある発展を確保するうえで、住宅用地の確保は、人口増加施策の根幹をなす重要な課題です。

地区ごとに、この10年間の人口推移を見ると、原山地区が323人増え2.3倍の581人となり、人口の増加率・増加数とも最も多くなっています。隣接する上里区も、37人（23.95%）増の192人となっています。このことは、八ヶ岳中央高原の森林地帯への転入が顕著であることを示しています。

この他に人口増加が見られる地区は、民間の寮の建設や、村の住宅用地造成が行われた南原区が54人（27.4%）、判之木区が44人（46.4%）の増となっています。また、役場に近い地区では、民間によるアパート建築や宅地開発が進み、室内では41人（9.9%）、やつがねでは34人（9.6%）、それぞれ人口が増加していることが特筆されます。

行政による住宅用地造成は南原住宅団地を最後に、ここ10年以上実施されていません。

< 今後の方向性 >

住宅用地の需要と供給のバランスを見極めながら、原村土地開発公社により、小規模住宅団地用地を集落近辺に造成し、活性化を図るとともに、本村に転入を希望する人々の受け皿としての住宅用地を、行政が積極的に整備し、八ヶ岳中央高原（原山地区など）への転入に歯止めをかけていきます。

行政が整備する受け皿として、分譲住宅用地以外にも公営住宅用地など村の活性化に効果的な用地の確保を行い、若年層を中心とする生産年齢人口の維持と定着化を促進します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

○原村土地開発公社において、平成19年度に久保地尾根住宅団地（2区画）、平成20年度に西部地区住宅団地（1区画）をそれぞれ分譲し、いずれも完売しています。また、平成22年度に払沢上住宅団地（16区画）を造成しており、翌23年度に分譲を開始する予定です。

○公営住宅として、平成18年度に久保地尾根団地（1棟6戸）を建築し、全戸入居済みとなっています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○払沢上住宅団地の分譲促進を図るとともに、さらに需要が見込まれる場合は既存の居住地域周辺に新たな住宅団地の造成を行い、若年層を中心とする生産年齢人口の維持と定着化を促進します。

具体的な施策

- ①払沢上住宅団地の分譲促進
 - ・ホームページや広報媒体等を活用して早期完売を図ります。
- ②新たな住宅団地整備の検討
 - ・住宅用地に対する需要が見込まれる場合は、既存の居住地域周辺に新たな住宅団地の造成を検討します。

施策目標（成果指標）

【項目】住宅用地の分譲	現 状	目標値
【内容】払沢上住宅団地の分譲	(平成21年度)	(平成27年度)
【測定方法】土地売買契約の締結件数	0件	16件

2 住宅対策の拡充

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

平成16年度における一般住宅の建築工事届の件数は57件で、内新築件数は47件となり、住宅や別荘を中心として減少傾向にあります。村営住宅については、低所得者向けの公営住宅6戸、中堅所得者向けの特定賃貸住宅8戸があります。

< 今後の方向性 >

近年の少子・高齢化の中で、活力のある地域づくりには、若年層の確保定着が必要となっていることから、若者定住に寄与した、中堅所得者向けの村営住宅の整備を充実していきます。

原村が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されたことにより、県と村が協力し、近い将来発生すると考えられている東海地震から、村民の生命、財産を保護するとともに、建築年が昭和56年以前の木造建築物を対象に、耐震診断と耐震補強工事を推進するための補助を実施します。

近年、建設資材に含まれるアスベストによる健康被害などが報告されていますが、建築物の解体工事及び改修工事にもなって生じるアスベスト処理については、住民のみなさんに対するPRと建築業者に対する指導などにより、安全で安心な生活環境の確保に努めます。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 中堅所得者向け村営住宅を設けることにより、特定賃貸住宅等は全部で15戸になりました。
- 平成18年度から若者定住促進新築住宅補助金を創設し、若者の定住を促進しています。
- 公共施設の耐震化がほぼ終了しました。
- アスベストの危険性が住民や事業者に周知されました。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- さらなる若者の定住を推進し、村の人口維持を図ります。
- 国が人口減少傾向の中で、村内の空き家の増加を防止し、活用していく方法を検討します。
- 地震防災対策のため、古い住宅の建て替え等を促進します。

具体的な施策

- ①若者定住に寄与する住宅新築への補助
 - ・住宅を新築又は購入した若者に一律50万円を補助します。
- ②災害に強く安全な住宅への誘導
 - ・木造住宅の耐震補強工事に60万円を上限に補助します。

施策目標（成果指標）

【項目】若者の定住の促進

【内容】若者定住促進新築住宅補助金の交付

【測定方法】年度末における若者定住促進新築住宅補助金交付件数の累計

現 状
(平成21年度)
82件

目標値
(平成27年度)
200件以上



3 各種規制の検討

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

居住環境の保全については、「長野県景観条例」や「原村環境保全条例」により、農業生活地帯や産業公園地帯の開発に関する規制を行い、乱開発の抑制と良質な居住環境の維持に努めています。

< 今後の方向性 >

優れた住宅環境やまち並みの保全を図るため、新たにきめ細かな開発基準などの整備を行い、統一のとれた制度として推進していきます。また、新たに行われる大規模な宅地開発などにおいては、建築協定などを結び、自然環境や景観、生活環境に配慮した住宅地の形成を図ります。さらに、住宅の増加などを考慮すると、計画的な土地利用を進め無秩序な開発を防止するための都市計画法などの導入についても検討します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

○各種の規制は、住民に新たな義務を課し、また権利の制限にもつながるので、慎重に検討しています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 潤いのある住宅地を形成するには、建築ガイドラインや住民協定が有効的なため、検討します。
- 住みやすく潤いのある住環境を創出するには、住民の弛みない努力が必要であることを啓発します。

具体的な施策

- ①原村環境保全条例に基づく適正な規制と誘導
 - ・引き続きホームページ等で条例を周知し、居住環境の向上を図ります。
- ②自然環境や景観、生活環境に配慮した潤いのある住宅地の形成
 - ・建築ガイドラインを策定し、景観や生活環境に配慮した住宅地の形成を推進します。
 - ・景観を損ねる違反広告物が設置されないように努めます。
- ③都市計画法や各種条例などの導入に関する検討
 - ・居住環境の向上に対する住民ニーズを把握したうえで、規制等を検討します。

施策目標（成果指標）

【項目】潤いのある住宅地の形成	現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
【内容】建築ガイドラインの策定	未策定	策定
【測定方法】建築ガイドラインの策定状況		

4 集落環境の整備 <重点施策>

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

原村総合計画アンケート調査によると、10年前に比べまわりの生活環境が良くなっていると感じている住民のみなさんは50.8%と半数を超え、改善傾向が著しく表れています。

変化したと感じられる主なものは、ごみ収集の体制・公共下水道などの他に、自然環境や景観もあげられています。

昔ながらの茅ぶき屋根といった、集落景観は生活形態の近代化とともに消えてしまいましたが、美しい集落環境は、生け垣や自然石積み河川などによって守られている面もあります。

< 今後の方向性 >

集落ごとに住民のみなさんの協力をいただきながら、残したい大切な集落内の史跡や文化的財産を洗い出すとともに、守っていききたい自然環境や景観などについて地区内で話し合いや協議を行い、すばらしい集落環境を守るとともに、子どもたちの遊び場の確保など、さらに住みやすい集落環境を整備していくための集落活動計画の策定や取り組みを支援します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 農業用水路については、景観に配慮した自然石積み水路整備を推進しています。
- 室内地区では、平成19年度に集落行動計画を策定し、公園の保全管理や遊休農地の活用等を実践しています。
- 集落行動計画策定に要する事務費を上限50万円の最長5年間村づくり事業補助金の特別枠に位置付け、平成22年度4月から適用の要綱改正を実施済みです。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 集落ごとに住民のみなさんの協力をいただきながら、残したい大切な集落内の史跡や文化的財産を洗い出すとともに、守っていききたい自然環境や景観などについて地区内で話し合いや協議を行います。
- 集落環境を守るとともに、子供たちの遊び場の確保など、さらに住みやすい集落環境を整備していくための集落行動計画の策定や取り組みを支援します。

具体的な施策

- ①生け垣や自然石積み河川などの保全と新設
 - ・農業用水路については、景観に配慮した自然石積み水路整備を推進します。
- ②住民自らが発案する集落行動計画に基づく環境の計画的整備
 - ・行政囑託員会議（全区長）のおりおりに集落行動計画を啓発するとともに、地区（地域）の依頼に基づき計画策定に関する説明会に出向き、計画策定を働きかけます。

施策目標（成果指標）

【項目】集落行動計画の策定支援	現 状	目標値
【内容】集落行動計画の策定支援	（平成21年度）	（平成27年度）
【測定方法】集落行動計画の策定地区数	1地区	7地区

5 自然とマッチした公園・緑地・水辺空間の整備

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

住みやすい住環境を考えるうえで、人々が気軽に集うことができ、子どもからお年寄りが一緒になって交流できる広場や公園は、大切な潤いの空間となります。

現在、各地区のほとんどのに広場やグラウンドが整備されていますが、実際には交流の場や子どもの身近な遊び場として利用されていないのが実情です。その一方で、芝生と遊具を組み合わせたり、木陰とベンチを設置した集える場を整備し、多くの住民などが利用している地区もあります。

水辺環境については、原村の河川は急しゅんで川幅が少ないため、親水広場などの設置は阿久川の一部に限られています。

< 今後の方向性 >

既設の公園などが、より多くの人々の交流の場となるよう、地区と協力しながら芝生や木立などの緑地を整備し、自然環境が豊かに整備された潤いのある空間の整備を進めます。

また、河川は農業用水としても重要な役割を担っているため、それらに影響を与えない範囲で、親水空間の整備や環境保全型の河川・水路の整備を推進していきます。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

○(財)自治総合センター、(財)市町村振興協会が行う「コミュニティ助成事業」及び村事業「おらほの村づくり事業」を用い、各地区の要望によるコミュニティ遊具の整備や公園緑化整備が進められてきました。これにより整備された公園や広場は、広報等でPRし、多くの住民に利用していただくために周知しています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- より多くの人々の交流の場となるよう、住民自らがデザインした愛着のある公園として、また人間と自然が共生する緑ある公園として、おらほうのむらづくり事業を活用した公園整備を推進します。
- 水は、私たちの生活の中で、非常に重要な役割を担っています。水に親しみ、水を学ぶ上でも水辺空間の整備は、必要な施策の一つですが、村内の河川は農業用水としても重要な役割を担っているため、用水・親水・河川が共生する整備を推進します。

具体的な施策

- ①自然と暮らしが調和した愛着のある公園・緑地等の整備促進
 - ・おらほうのむらづくり事業を活用し、住民自らが描き、整備することによって、愛着のある公園緑地の整備を進めます。
 - ・コミュニティ助成事業を活用し、自然と暮らしが調和した公園、緑地の整備を推進し、子どもからお年寄りまでが交流できる場づくりを進めます。
 - ・地域住民が利用する身近な公園の緑化を推進し、地域の庭としての公園整備を進めます。
- ②親水空間整備を視野に入れた環境整備
 - ・地域住民の意向を取り入れた、植物や生物とふれあいのできる水と緑の空間整備を図ります。

施策目標（成果指標）

【項目】おらほうのむらづくり事業

【内容】おらほうのむらづくり事業を活用とした公園緑地整備

【測定方法】各地区が要望する公園緑地整備数

現状
(平成21年度)
申請件数
2地区

目標値
(平成27年度)
申請件数
3地区以上



第6項 人にやさしい道路・ネットワークの整備

1 道路体系の再編成

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

原村には、主要地方道茅野小淵沢韭崎線（現茅野北杜韭崎線）が横断し、各集落を結ぶ県道が他市町へ連絡しています。ほ場整備事業も概ね完了し、村内の交通環境は大幅に変わりつつあります。茅野市のグリーンラインの開通により、村道丸山菖蒲沢線の通勤車両が増加しています。

特に集落内を通過する村道丸山菖蒲沢線において、交通量の増加が顕著であり、交通安全上問題が生じています。

< 今後の方向性 >

隣接する茅野市、富士見町の道路整備及び、今後予定される国道20号線の坂室バイパスの開通により、村内幹線道路体系を見直し、道路改良、整備などを行います。

集落内通過車両の減少を目的に、中央自動車道の側道を整備し、交通量の分散化を図ります。

村内の通行車両の動向に合わせた、合理的な道路案内標識を設置するとともに、新たな交通体系をカバーした道路案内計画を検討し、安全で利便性の高い道路体系の再編成を図ります。

またスマートIC設置による地域交通の利便性の向上などについて検討します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

○国道20号坂室バイパス（延長約3km）が平成23年に供用開始予定となりました。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○国道20号坂室バイパス供用開始後の村内通行車両の動向を見ながら道路体系を再検討します。

具体的な施策

- ①村内の交通動向の的確な把握と村内全域の道路体系の見直し
 - ・国道20号坂室バイパス供用開始後の村内通行車両の動向を見ながら道路体系を再検討するとともに、道路台帳をデジタル化します。
- ②茅野市、富士見町へつながる道路の拡幅改良（御狩野線判之木地区）
 - ・茅野市と行政界を跨ぐ道路であるため、茅野市と連携しながら整備を図ります。

施策目標（成果指標）

【項目】道路の拡幅改良	現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
【内容】道路の拡幅改良	0m	180m
【測定方法】御狩野線判之木地区の拡幅改良延長	➔	

2 主要地方道・県道の整備促進

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

主要地方道・県道は村内の各集落を結び、また他市町への連絡道路であり、通学路としても利用されています。集落内を通過する部分は、2車線化の改良がほとんど完了していますが、集落内を通過する道路の一部に用地買収困難な箇所が残っています。

このため、県道の未改良部分において重点的な改良促進を図るほか、近年交通量の増加により、歩道設置の要望がある、集落内部分の対策が必要となります。しかし、実状では集落内の歩道設置には家屋の移転などが伴い、用地取得が困難な状況にあります。

< 今後の方向性 >

緊急性を有するものは、集落内通過車両の減少を目的とした、バイパス的な道路整備を併せて検討し、そのうえで地元住民から切実な要望のある歩道設置や、新たな交通規制を協議しながら道路改良を進め、住民のみなさんが安心して利用できる道路環境整備を図っていきます。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

○主要地方道・茅野北杜韮崎線中新田地区内への歩道設置については両側設置を止め、片側設置ということで現在地元と協議を進めています。

○一般県道・神ノ原青柳停車場線の改良拡幅工事については役場北が平成22年8月工事完了、大久保北が23年1月完了予定で現在施工中です。老人憩の家前の県道の歩道については計画策定前から既に設置済でした。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○道路管理者である県と情報交換・提供、要望など緊密に連携をしつつ、引き続き住民が安心して利用できる道路環境整備を図ります。

具体的な施策

① 諏訪建設事務所との緊密な連携

・ 県道についての情報交換・提供、要望など緊密に連携をとりながら、住民が安心して利用できる道路環境整備を図ります。

② 主要地方道・茅野北杜葦崎線の歩道設置（中新田地区内）

・ 県と連携をとりながら、歩道設置へ向けて進展できるよう中新田区、関係地権者に協力を求めます。

③ 一般県道・払沢茅野線の拡幅改良（原郵便局西）

・ 継続して県に要望します。

施策目標（成果指標）

【項目】 懸案箇所の早期実現

【内容】 懸案箇所の早期実現

【測定方法】 茅野北杜葦崎線の歩道設置延長（中新田地区内）

現 状
（平成21年度）
0m

目標値
（平成27年度）
300m



3 村道の整備促進

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

ほ場整備事業も概ね終了し、幹線道路としてのズームラインやエコーラインが開通したことにより、諏訪南インターからの集落内通過車両は減少しつつあります。しかし、今後茅野市側のエコーラインが開通すると、流入車両は増える見込みです。そのため、地域の要望に応え、合理的な整備の検討が必要となっています。

茅野市から富士見町方面への通勤車両は、一部の時間帯に渋滞のか所が生じています。

< 今後の方向性 >

集落内通過車両の減少を図るため、ほ場内道路等のバイパス的な利用が可能かどうか検討します。

幹線道路であるズームラインと払沢ペンション線が、クラック（ひび割れ）などにより路面が傷んでいるため、舗装の打ち替え工事を実施し、道路整備を進めます。また、日常生活に必要な道路については、生活道路としての利便性を重視して、住民のみなさんと協議しながら合理的な整備を検討します。さらに、必要に応じて建設資材支給事業を活用した、住民協働による道路整備を推進します。

橋梁の整備については、道路改良計画の中でそれぞれ整備を進めてきました。橋梁の安全確保のために、今後も橋梁の点検や整備を継続します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- まちづくり交付金は平成22年度より社会資本整備総合交付金に統合されています。
- 平成19年度からまちづくり交付金（社会資本整備総合交付金）による道路整備を行っていますが、平成23年度で終了します。
- 県の元気づくり支援金による道路整備は、平成22年をもって交付対象外となります。
- 橋梁長寿命化修繕計画の策定へ向けて、19年度－4橋、20年度－11橋、21年度－11橋の橋梁点検を実施しました。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 社会資本整備総合交付金を活用した新たな事業を検討します。
- 住民協働による道路整備を推進するため、建設資材支給事業は継続します。
- 橋梁の高齢化と劣化が急速に進んでいるため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、補修補強等の対策を講じます。

具体的な施策

- ①村道の計画的な整備の促進
 - ・社会資本整備総合交付金などを活用して、計画的に整備します。
- ②住民参加型の道路整備の推進
 - ・建設資材支給事業を活用し、住民参加型の道路整備を推進します。
- ③橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁の保全
 - ・橋梁の機能を維持し、良好な道路空間が提供されるよう計画的に維持管理し、長寿命化を図ります。

施策目標（成果指標）

【項目】 橋梁長寿命化に向けた維持修繕の実施
 【内容】 橋梁長寿命化に向けた維持修繕の実施
 【測定方法】 橋梁の維持修繕実績

現状
 (平成21年度)

0

目標値
 (平成27年度)

1橋以上



4 交通安全と道路環境の整備

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

道路整備の進展とともに、交通安全施設の整備を鋭意進めて来ています。しかし最近は、ほ場整備事業の完了などにより、ほ場整備地区内の道路において車同士の事故が発生しています。

< 今後の方向性 >

道路体系の見直しにより、危険交差点等の整備については、景観に配慮して信号機設置は最小限にとどめ、現地に適合した安全施設を整備します。また通行車両の増大による、安全確保の為にカーブミラー、ガードレールの新設について計画的に対応します。

歩行者については、高齢者や障がい者など誰でも安心して歩けるようにするため、歩道や道路照明の設置について検討します。

さらに、原村は寒冷地であるため、冬期間における交通安全を確保するための除雪体制の充実を図り、人にやさしい道路環境の整備を推進します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 平成21年度に村道4576号線（郵便局阿久線歩道）にLED街路灯を53基設置しました。
- 平成4年に購入した塩カル散布機が老朽化したため、平成21年度に散布機と塩カル投入用小型移動式クレーンを積載した専用車を購入しました。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 交通事故防止のため安全施設を整備します。
- 冬期間における交通安全を確保するため除雪・融雪の充実を図ります。

具体的な施策

①交通安全施設の計画的な整備

- ・通学路や歩行者が多い村道で用地的に歩道が設置できない箇所については、ドットライン、歩行者専用のグリーンラインを設置します。
- ・交差点については停止線、歩車分離用ポールを設置、滑り止め舗装工事等の安全施設を整備します。

②安定的・継続的な除雪体制の確保

- ・降積雪状況に左右されない安定的な除雪体制を構築できるよう検討します。

施策目標（成果指標）

- 【項目】安定的な除雪体制の構築
- 【内容】安定的な除雪体制の構築
- 【測定方法】村道第1次除雪延長

現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
54.1km	54.1km

5 交通安全教育の推進

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

平成16年現在における村内の自動車保有台数は8,953台で、平成10年までは年約150台、平成11年から平成16年までは年約100台の増加傾向です。伸び率は以前と比べ鈍化していますが、村外車両の通過量は年々増加する傾向です。

交通事故については、近年減少傾向にあるものの、一時的なものか予断できない状況です。また、シートベルト着用率は94.7%と定着化しています。

< 今後の方向性 >

農作業用車両については、シートベルトの着用率は低く、住民一人ひとりの交通安全意識の高揚が重要となります。家庭、保育所、学校などあらゆる機会をとらえ、交通ルールやマナーの指導・啓発に努め、地域ぐるみで交通安全教育の推進を図ります。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 交通安全教室や交通安全の日の交通安全広報活動により園児、小中学生の交通事故が減少しました。
- シートベルト着用は、啓発活動により着用率向上がみられましたが、全席着用となり後部座席でのシートベルト着用についても啓発が必要です。
- シニアカー（電動シルバーカー）を利用する高齢者が増えています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○交通事故防止については継続的な活動を行うことが必要であるので、啓発・普及活動を継続し、交通安全の意識の高揚を図ります。

具体的な施策

- ①子どもを対象とした交通安全教室の開催
 - ・毎年、年間行事計画に基づいてこひつじ幼稚園、保育所及び小学校に出向いて実施します。
- ②高齢者を対象とした交通安全教室の開催
 - ・毎年、高齢者交通安全モデル地区を1地区設定し、高齢者の事故防止活動を実施します。
 - ・単位老人クラブや連合会に交通安全教室の開催を呼びかけます。
- ③広報紙、広報車などによる交通安全思想の高揚
 - ・毎月5日と20日に広報車による交通安全広報を行います。
 - ・交通安全週間や新学期などを中心に、広報紙や有線放送による啓発活動を行います。
- ④交通安全推進団体の育成と活動強化の促進
 - ・交通安全協会原支部の事務局を担当し、団体の育成と活動強化を図ります。

施策目標（成果指標）

【項目】交通安全意識の高揚	現 状	目標値
【内 容】茅野警察署原村駐在所・茅野交通安全協会原支部との交通安全の展開	(平成21年度)	(平成27年度)
【測定方法】交通安全広報・交通安全運動街頭活動等の実施数	36回	36回

6 公共交通機関の整備充実 <重点施策>

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

原村における公共交通機関は、民間バス会社により複数のバス路線が運行され、地域住民の足の確保がされています。しかし、マイカーの普及などにより、バスの運行本数の削減、運賃の値上げなどが進み、平成14年の総輸送人員は98,307人（1日平均269人）、平成15年は95,000人（1日平均260人）、平成16年は67,715人（1日平均185人）〔諏訪バス株式会社調査〕とバス利用者数は年々減少しています。その一方、バス路線は、八ヶ岳中央高原、ペンションなどの観光地への足となっており、観光振興の一端を担っています。

本村は、生活バス路線維持、産業振興のため、民間バス会社に補助を行い、地域住民などの公共交通を確保しています。

< 今後の方向性 >

路線バス利用者数の減少及び各種要望に対応するため、住民のみなさんなどからのニーズに対応した、効率的で機能的な公共交通機関とするため、地域交通資源などを有効に活用し、公共交通の整備、充実を図ります。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

○社会福祉協議会による福祉有償運送の実施

- ・平成19年4月より、社会福祉法人原村社会福祉協議会福祉輸送サービス事業運行規約を設け、実施しています。

○デマンド型乗合タクシー・路線バス・村内循環バスの検討

- ・平成20年7月に諏訪バスより路線バス廃止の申し入れを受け、平成21年2月茅野市・原村地域公共交通活性化協議会を設置し、地域にふさわしい交通のあり方を検討し「茅野市・原村地域公共交通総合連携計画」を策定しました。平成22年10月から計画に基づいて実証運行を開始。以降、利用の検証、利便性の提案等随時働き、実証運行を本運行へ又は廃止の検討を行います。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 社会福祉協議会による福祉有償運送の実施
- デマンド型乗合タクシーの検討
- 路線バス・村内循環バスの検討
- ・引き続き、茅野市・原村地域公共交通活性化協議会において実証運行を行い、検証を重ね、平成25年には本運行に移行します。

具体的な施策

- ①持続可能で利用しやすい公共交通の構築
- ・茅野市・原村地域公共交通活性化協議会において実証運行を行い、検証を重ね、平成25年には本運行へ移行します。
 - ・利用意向アンケート、地域懇談会、調査事業所の検証結果等に基づき、持続可能で利用しやすい公共交通を構築します。
 - ・公共交通をより利用しやすいものとするため、乗り継ぎ及び送迎用駐車場の設置を検討します。

施策目標（成果指標）

- 【項目】交通弱者を地域で支える公共交通の構築
- 【内容】持続可能な公共交通の運行
- 【測定方法】公共交通本運行の有無

現 状 (平成21年度) 実証運行開始	目標値 (平成27年度) 本運行
---------------------------	------------------------

7 高速バス利用対策の推進

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

高速バスは、利便性・経済性に優れ多くの方が利用しています。しかし、高速バス停までの公共交通は利便性が悪く、多くの利用者はバス停まで自家用車を使用していますが、駐車場が狭く不便を感じています。

< 今後の方向性 >

高速バス利用の推進を図るため、駐車場を含めた施設整備を行います。

さらに、高速バス会社とタクシー会社とのタイアップにより、高速バス・タクシーセットプラン（高速バスを降りたところにタクシーが待っているセットプラン）などを民間と検討し、利便性を高める方策を検討します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

○路線バスが廃止され、新しい公共交通システムとして村内循環バスの実証運行が始まりました。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 高速バスの利用促進を図るため、駐車場を含めた施設整備を進めるとともに、新しく始まった公共交通システムとの連携を図り、利便性を高められるよう方策を検討します。
- 高速バス利用者に対してタクシー会社の連絡先等の情報を提供できるよう、高速バス会社及びタクシー会社と協議します。

具体的な施策

- ①高速バス利用者用の駐車場整備
 - ・高速バス利用者用の駐車場を拡充します。
- ②新公共交通システムとの連携の検討
 - ・高速バス・新公共交通システム間のアクセスや利便性の向上を検討します。
- ③高速バス停におけるタクシー情報の充実
 - ・高速バス停におけるタクシー情報の充実を図ります。

施策目標（成果指標）

【項目】高速バス停駐車場の駐車台数	現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
【内容】高速バス停駐車場の駐車台数	12台	30台
【測定方法】駐車スペース		

第7項 住民の生活を守る消防・防災・地域安全対策

1 広域消防体制の確立 <重点施策>

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

原村の消防体制は、諏訪広域消防（常備消防）と原村消防団（非常備消防）の2つの組織により運営されています。

常備消防については、平成11年より、6市町村による諏訪広域連合の諏訪広域消防として、市町村の枠を越え連携した災害出場、あるいは救急出場体制を執っています。

近年、生活様式の多様化・都市化に伴い、各種の事故や火災などの災害は増加の傾向にあることから、火災・救急・救助・予防活動などの消防・救急業務は増大し、複雑化しています。さらに、災害が大規模化しているため、広域消防の緊急消防援助隊活動による応援出場は、増えるものと予想されます。

このため、諏訪地域に大規模災害が発生した場合には、広域消防として緊急消防援助隊の受援計画を作成し、大規模災害への対処を図っています。

< 今後の方向性 >

6市町村による諏訪広域連合の諏訪広域消防として、一層の相互応援体制の強化を図ります。

大規模な災害に対応する、化学消防車・救助工作車などの特殊車の導入については、人口規模あるいは財政規模により導入を断念せざるを得ないケースも出ています。広域消防としての人員・装備の合理的、有効的な配置を、再検討します。

また、国の施策による、無線通信のデジタル化への移行期限が平成28年5月までと迫っています。長野県と県内各広域消防で協議のうえ、全県を網羅した通信指令システムの導入を検討しており、整合性のある無線通信網の整備を図ります。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 中南信消防広域協議会から「広域消防将来ビジョン」が策定され、新しい消防本部体制への方向性が示されました。
- 大規模災害への対処は、緊急消防援助隊の受援計画や応援計画により、災害初期の受援・応援体制が図られています。
- 諏訪広域消防の中では、まず人事交流や人員配置を検討し、今後は施設・装備も検討します。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 中南信消防広域協議会の動向を視野にいれながら、諏訪広域消防の一元化を進めます。
- 組織運営の効率化を図り、消防サービスの向上を目標とします。
- 通信指令体制の高度化を図ります。

具体的な施策

- ①組織体制の強化
 - ・ 出動区域の見直しにより、初動体制の強化・バックアップ体制の充実を図ります。
- ②緊急消防援助隊の大規模災害への対応
 - ・ 災害初期の受援体制・応援体制を強化します。
- ③高機能指令システムの導入
 - ・ 119番通報受信時に、通報者の位置が特定でき、出動体制の迅速化ができるシステムを導入します。
- ④無線通信のデジタル化
 - ・ デジタル化移行期までに整備運用します。

施策目標（成果指標）

- 【項目】 広域消防体制の強化
- 【内容】 広域消防の一元化
- 【測定方法】 広域消防体制の整備状況

現状
(平成21年度)
計画中

目標値
(平成27年度)
整備

2 常備消防体制及び消防力の強化

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

原消防署では、現在16名の署員が交替勤務により業務を遂行しています。複雑、多様化する消防業務に対処するため、消防職員の技術及び資質向上に向けての教育・救助訓練及び大規模救急救助訓練などを重ねていくことで、職員の災害に対する対応能力を向上させています。

資材運搬車・指令車・ポンプ車については、順次更新期を迎えるため、消防力の整備、充実が課題となっています。

村内の消防水利は、防火貯水槽85基、防火貯水池2ヶ所、消火栓624基を中心に整備されており、他は河川などの自然水利となっています。

< 今後の方向性 >

消防施設・設備の計画的充実や消防職員の資質向上に努め、より効果的な消防体制づくりを進めます。

また、農閑期や冬季などの減水期における水利の確保を図るとともに、新興住宅に対応した、計画的な整備を行います。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

○平成20年度までに上下型防火衣への切り替え、平成22年度に指令車の更新など、資機材の整備を計画的に行っています。

○消防学校初任科、救急科、及び薬剤投与追加講習へ毎年1名ずつ入校し、必要な教育を受けています。

○消火栓は毎年数基ずつ設置が進んでいますが、防火貯水槽は用地の確保が難しく進んでいません。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 消防施設・設備の計画的充実や消防職員の資質向上に努め、より効果的な消防体制づくりを進めます。
- 農閑期や冬季などの減水期における水利の確保を図るとともに、新興住宅に対応した、計画的な整備を行います。

具体的な施策

- ① 消防学校初任科及び専門課程への派遣
 - ・ 初任科、救急科等に入校し、必要な教育を受けます。
- ② 計画的な資機材の整備
 - ・ 呼吸器ポンベの更新を引き続き行い、他の資機材の整備についても順次行います。
- ③ 消防車両の計画的な更新
 - ・ ポンプ車と救急車の更新を計画的に行います。
- ④ 防火貯水槽と消火栓の設置促進
 - ・ 防火貯水槽、消火栓の整備を計画的に行います。

施策目標（成果指標）

【項目】 消防施設の整備	現 状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
【内容】 消防水利の充実	88%	90%
【測定方法】 消防施設整備計画における消防水利の充足率	➔	

3 消防団の消防力強化

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

住民のみなさんが災害に対して安心して暮らすためには、一番身近にいる消防団員の存在が重要です。現場に一番近い消防団員は、地域住民との連携による災害の鎮圧や未然防止において頼りになります。

原村消防団は、現在4分団、団員200名で組織されており、ポンプ操法大会などを通じ、消火訓練や水防訓練などの訓練を重ねています。また平常時においては火災予防広報、防火診断などに従事し、広範囲な消防活動にあたっています。

しかし、消防団員の多くが村外への勤務者であることを踏まえると、迅速な招集が困難であり、新入団員の確保も難しくなっています。

現在、ポンプ車1台・小型動力ポンプ付積載車9台が各分団に配備されています。

< 今後の方向性 >

魅力ある消防団となるよう検討するとともに、女性消防団員の確保を図り、全消防団員の技術向上を図ります。

大規模な災害に対処できる消防団員を確保するとともに、災害時における消防団員OBや地域住民との協力体制の整備について、住民のみなさんと協議しながら積極的に研究し、推進していきます。

装備面においても、計画的な更新を図っていきます。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 消防団OBの再入団により団員確保を行いました。
- ポンプ車等配備計画を平成21年度に見直しを行いました。
- 平成18・20年度に小型動力ポンプ付積載車2台の更新を行っています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 車両等の更新基準を18年から24年に延長し計画的な更新を図ります。
- 消防団員の確保と消防体制の強化を図ります。

具体的な施策

①消防団員の確保と育成

- ・消防団0Bの再入団と、女性消防団員の確保を図ります。
- ・消防団員の技術練磨に努め、災害に対応します。

②消防車両の更新

- ・計画的な更新を図り、車両については、小型軽量化をめざします。

施策目標（成果指標）

【項目】消防団の組織力強化

【内容】消防団活動への参加促進

【測定方法】出勤報告書による出勤率

現状
(平成21年度)
60%

目標値
(平成27年度)
80%



4 地域防災体制の確立

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

近年大規模な地震や風水害の発生などの自然災害や、武力攻撃事態などの特殊災害への危機管理に向けて住民の生命、身体及び財産の保護への取り組みは増々重要視されています。原村は大きな河川や急傾斜地等が無く地形的には恵まれた条件下にあるにもかかわらず、過去の集中豪雨・台風に伴う中小河川の氾濫により甚大な被害を被りました。

こうした自然災害に対処する為、「原村地域防災計画」や「水防計画資料」に基づき防災体制の充実を講じてきました。

また、30年以内に87%の確率で起こるといわれている東海地震に備えて昭和53年に施行された「大規模地震対策特別措置法」では、平成13年度に見直しが行われ、平成14年4月24日に本村を含め、県内13市町村が新たに東海地震に係る地震防災対策強化地域に追加指定されました。

< 今後の方向性 >

災害の未然防止を図り、的確に対処するため、個人や地域において「いつ、どこでも起きうる災害」への備えとして広報啓発や訓練の実施、講習会の開催などを通じて防災意識を高めることが重要となっています。

自然災害や特殊災害に備えるため、庁内における体制を含め、リスク把握・被害想定など防災体制の全体的な評価や危機管理体制の見直しと、災害時における備蓄資材の管理及び広域応援体制の強化並びに災害情報連絡手段の検討を行います。

なお、現在使用している防災行政無線は導入から20年を経過していることから、無線通信網のあり方を検討します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 地域住民の防災に対する認識や原村総合防災訓練の実施を契機として、室内区と中新田区において自主防災組織が設立されました。
- 平成19年度に「原村地域防災計画」を全面改訂し、「原村国民保護計画」を策定しました。また、両計画の広報と住民の防災意識の高揚のため、「原村防災・国民保護ガイドブック」を作成し、全戸配布しました。
- 樅の木荘を除く全避難施設において耐震化を実施し、避難場所看板の設置を進めています。
- 村の防災資機材、備蓄品については、万全とはいかないまでも食糧は、300食分を用意しました。
- 平成22年度に全国瞬時通報システム（J-ALERT）を導入しています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 災害の未然防止を図り、的確に対処するため、個人や地域において「いつ、どこでも起きうる災害」への備えとして広報啓発や訓練の実施、講習会の開催などを通じて防災意識を高めます。
- 自然災害や特殊災害に備えるため、庁内における体制を含め、リスク把握・被害想定など防災体制の全体的な評価や危機管理体制の見直しと、災害時における備蓄資材の管理及び広域応援体制の強化並びに災害情報連絡手段の検討を行います。
- 現在使用している防災行政無線は導入から20年を経過していることから、無線通信網のあり方を検討します。

具体的な施策

- ①自主防災組織の育成と地域消防力の強化
 - ・自主防災組織の設立について、従来どおり各区に依頼するとともに、コミュニティ助成事業による助成金や原村自主防災組織防災倉庫整備事業補助金の活用も促し、未設立の区に対して要綱の作成や組織の立ち上げを進めます。また、各区において、防災資機材、備蓄品の用意も進めます。
- ②防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進
 - ・耐震化未実施の縦の木荘の耐震化を計画し、避難場所看板の設置を進めます。
- ③災害危険箇所・被害想定箇所の把握及び住民への周知
 - ・平成22年度地震防災マップを作成し、全戸配布します。また、平成22年度に土砂災害警戒区域等基礎調査が実施されるので、土砂災害警戒区域等が指定され次第、ハザードマップ作成を計画します。
- ④防災教育・訓練の実施
 - ・原村総合防災訓練を実施し、避難誘導、消火、救出救護訓練等を住民参加のもと実施します。
 - ・自主防災組織を設立済みの区においては、独自での防災訓練の実施を促進します。
- ⑤国民保護法に準じた有事情報の迅速な伝達
 - ・全国瞬時通報システム（J-ALERT）により、有事情報や自然災害に関する情報を即時に音声告知放送を通じて住民に伝達します。
- ⑥デジタル化に対応した無線通信網の整備
 - ・防災行政無線のデジタル化及び同報系無線の導入を含め検討します。

施策目標（成果指標）

【項目】 自主防災組織の設立
 【内容】 自主防災組織の設立団体数
 【測定方法】 自主防災組織の規約・組織表の受理件数

現状
 (平成21年度)
 2件

目標値
 (平成27年度)
 15件

5 消防・防災意識の高揚

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

消防機関のみで災害の予防を行うことは不可能であり、住民のみなさんの理解と協力が必要です。

近年、住宅火災による死傷者が増えており、特に高齢者の割合が高いことから、消防団員と連携を密にし、消防団員による一人暮らし老人家庭訪問や、高齢者住宅の防火診断を実施し、火災の未然防止を促進しています。

また、毎年講習会・予防査察を行い、事業所、または事業所勤務者の防火に対する意識の高揚を図っています。さらに、消防署と消防団が協力し、住民のみなさんへの火災予防の広報などを行い、住民のみなさんの防火意識の高揚に努めています。

< 今後の方向性 >

平成16年消防法の改正により、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成21年6月1日から、個人住宅の寝室と寝室のある階の階段の踊り場などへの、住宅用火災警報器などの設置が義務付けられました。これを契機に、住宅火災防火意識の一層の高揚を図ります。

防災については、災害の際に、住民が迅速かつ安全に行動する事ができるよう、避難場所の確保と明示など、防災意識の高揚、普及を図るとともに、従来からの行政区単位の防災訓練に合わせ、新興住宅地でも訓練などを行います。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

○消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置を推進したところ、平成21年6月1日アンケート調査において49.7%の設置率となりました。

○区への依頼や原村総合防災訓練の実施を契機として、室内区と中新田区において自主防災組織が設立されました。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 住宅用火災警報器の設置率が100%となるよう、指導・広報を行います。
- 災害の際に、住民が迅速かつ安全に行動する事ができるよう、避難場所の確保と明示など、防災意識の高揚、普及を図るとともに、従来からの行政区単位の防災訓練に合わせ、新興住宅地でも訓練などを行います。
- 各事業所への防火指導を徹底します。

↑ 具体的な施策

① 予防査察の強化

- ・事業所の規模により、予防査察の周期・出向人数を定め予防査察を行います。

② 関連法令による火災防止の指導

- ・各事業所等に対して予防査察等により指導を行い、不備事項の是正を図ります。

③ 住宅への火災警報器設置の啓発

- ・広報紙やホームページ、火災予防運動時の街頭広報などで設置を呼びかけます。

④ 自主防災組織や地区防災組織の育成・指導

- ・自主防災組織の設立について、各区に依頼するとともに、コミュニティ助成事業による助成金や原村自主防災組織防災倉庫整備事業補助金の活用も促し、未設立の区に対しても積極的に設立を進めます。また、各区においては防災資機材、備蓄品の用意も進めます。

⑤ 防火・防災訓練の実施による意識の高揚と啓発

- ・原村総合防災訓練を実施し、避難誘導、消火、救出救護訓練等を住民参加のもと実施します。
- ・自主防災組織を設立済みの区においては、独自での防災訓練の実施を促進します。

施策目標（成果指標）

- 【項目】住宅用火災警報器設置の啓発
- 【内容】住宅用火災警報器の設置率
- 【測定方法】独自に実施するアンケート調査の結果

現状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
49.7%	80%以上

6 救急救助体制の充実

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

原村の救急出場件数を見ると、年々件数が増加傾向にあります。そこで、住民のみなさんを対象とした普通救命講習を実施し、初期救命手当の普及に努めています。従来の初期救命手当に加え、AED（自動体外式除細動器）についての講習受講者は、機器を使用できるようになりました。しかし、AEDの設置普及が進まないのが現状です。

救急救命士の病院における生涯研修・MC（メディカルコントロール）協議会による医師と救急隊との事例研修などを通じ、救急医療機関との「顔の見える関係」を保持しています。

救急現場においては、救急救命士による高度な医療処置が認められるようになり、気管挿管・薬剤投与に代表される、新しい技術が求められています。今後は、新たに救急救命士による薬剤投与の処置範囲の拡大が想定されています。

< 今後の方向性 >

AEDの普及に合わせて普通救命講習会を開催し、初期救命手当の一層の普及に努めます。

救急救命士の技術や知識の修得、向上に努め、全救急隊員連携のうえ、初期医療の処置による救命率向上に取り組んでいきます。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- AEDについては、徐々に公共施設等への設置が進み、AED設置施設の職員等には普通救命講習の受講を呼びかけています。
- 諏訪地域MC協議会が設立され、消防署と救急医療機関が連携し、救急搬送症例の検証、救急隊員の研修等行っています。
- 救急救命士資格保有者の採用により救急救命士増員を行い、薬剤投与技術の習得や生涯病院研修を受けています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- AEDの普及に合わせて普通救命講習会を開催し、初期救命手当の一層の普及に努めます。
- 救急救命士の技術や知識の修得、向上に努め、全救急隊員連携のうえ、初期医療の処置による救命率向上に取り組めます。

具体的な施策

- ①普通救命講習の実施と啓発普及
 - ・普通救命講習の受講を住民及びAED設置施設に呼びかけます。
- ②計画的な救急救命士の養成
 - ・救急救命士資格保有者の採用により救急救命士の充実を図ります。
- ③救急救命士の気管挿管、薬剤投与技術の習得と生涯病院研修の履行
 - ・気管挿管、薬剤投与技術の習得を順次行います。
- ④救急救命器具の普及
 - ・AEDの設置を未設置施設に呼びかけます。
- ⑤救急に関する専門知識と技術の習得
 - ・順次消防学校へ入校し、救急に必要な知識と技術を習得します。

施策目標（成果指標）

【項目】計画的な救急救命士の養成	現状 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
【内容】救急救命士の救急現場での活用、各技術の習得	80%	90%
【測定方法】救急救命士の気管挿管、薬剤投与技術取得割合	➔	

7 地域安全体制の確立

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

地域社会における近隣同志の綿密な関係が薄れ、犯罪を未然に防ぐ防犯抑制機能が低下している状況を踏まえ、改めて地域全体での地域安全体制の確立が課題となっています。

< 今後の方向性 >

警察や防犯指導員などの協力により、地域安全活動の推進を図るとともに、地元地域のニーズに即した防犯灯の設置を推進し、広報活動や防火・防犯パトロールなどを通じ、地域安全意識の高揚に努めていきます。

原村を安全で住みよい村とするため、住民のみなさんの生活安全意識の高揚と自主的な生活安全活動の推進を目的とし、平成17年10月に制定された「原村安全なまちづくり条例」に基づき、住民のみなさん一人ひとりが地域の安全について見直し、防犯についての気運を高めます。

住民アンケートによる要望が多かった、防犯灯設置及び修繕などを実施することにより、住民のみなさんに明るく安心感を与えることに努めます。

また、特に子どもを犯罪から守るために、保護者、学校、地域の連帯と対策づくりを進めます。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

○街頭広報等により地域安全運動の推進が図られました。

○防犯診断・防犯灯の設置・広報活動により、安心安全の村づくりを推進できました。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

- 防犯灯の修繕・新規増設補助により夜間の犯罪防止を推進し、より安全安心な村づくりを図ります。
- 警察、防犯指導員と連携し、広報活動、防犯パトロールを行い、地域安全意識の高揚に努めます。

具体的な施策

- ①防犯灯の設置及び修繕に対する支援
 - ・防犯灯のLED化を推進します。
- ②地域安全運動の推進
 - ・防犯診断・街頭広報等により、防犯意識の高揚と犯罪防止を図ります。

施策目標（成果指標）

【項目】安全安心な村づくり	現 状	目標値
【内容】防犯灯のLED化の推進	(平成21年度)	(平成27年度)
【測定方法】防犯灯補助金申請実績	0%	15%

8 治山事業と河川改修の推進

現状と問題点、今後の方向性（前期基本計画策定時）

< 現状と問題点 >

村内の保安林は、水源かん養保安林108haであり、保安林の大部分は立場川渓谷を保全するものです。

治山事業については、災害復旧、災害の未然防止事業を実施してきました。近年、森林に対する社会的要請の多様化に伴い、水源のかん養、自然環境、生活環境の保全、山地災害の防止など、森林のもつ公益機能の充実が必要となっています。

原村には、3つの一級河川と16の普通河川があり、そのうち6河川が砂防指定を受けています。河川改修は、ほ場整備事業の進捗により、概ね改修工事は終了しています。しかし、ほ場整備事業区域外の場所においては未整備の箇所があり、県単砂防整備事業により、護岸整備が進められています。

各河川とも、出水時における流水は、地形上急速に流下するため、洪水時には護岸崩壊や沿線の農地などへの被害が発生する恐れがあります。河川改修については、国・県などの関係機関との連携を図りながら、河川整備と安全の確保に努めてきました。

< 今後の方向性 >

危険箇所の把握と河川管理に努めながら、洪水時における災害箇所については、災害復旧事業に取り組み、治山事業と河川改修を推進します。

前期基本計画期間内の成果及び変動要因

- 平成18年7月18日～19日と22年7月1日梅雨前線豪雨により多くの道路、河川などが被災しました。県と連携をとりながら迅速に公共土木施設災害復旧事業と一般単独災害復旧事業に取り組みました。
- 毎年、出水期前に村の防災関係部署で危険箇所パトロールを実施し、危険箇所の状況を確認しています。



基本方針（または後期基本計画の基本方針）

○地球温暖化が進展し、極端な大雨の頻度の増加や台風の強度の増大等の増加、激甚化が懸念されています。危険箇所の把握と河川管理に努めながら、洪水時における災害箇所については、迅速かつ的確に復旧事業に取り組みます。

具体的な施策

①危険箇所の把握と出水後のパトロールの実施

- ・毎年、出水期前に村の防災関係部署で危険箇所パトロールを実施し、状況の把握と住民への周知を行います。
- ・警報が発令された場合は、状況を判断しつつ速やかにパトロールを実施し、状況把握に努めるとともに、必要に応じてパトロールの結果を住民に迅速に周知します。

②災害発生後の迅速かつ確かな災害復旧事業への取り組み

- ・パトロール及び区や住民からの通報により状況を把握し、県と連携を取りながら迅速に災害復旧を実施します。

③住民との緊密な情報交換

- ・災害の発生が予想される場合は、有線放送で周知するとともに情報提供を依頼します。

施策目標（成果指標）

【項目】危険箇所の把握

【内容】危険箇所の把握

【測定方法】危険箇所パトロールの実施回数

現状
(平成21年度)
年1回

目標値
(平成27年度)
年1回



